

議 事 録

会議名	平成22年度第2回寒川町個人情報保護制度運営審議会 平成22年度第2回寒川町情報公開制度運営審議会		
日 時	平成23年1月27日(木) 13:25～15:50	開催形態	公開
場 所	寒川町役場東分庁舎2階 第1会議室		
出席者	委 員：入澤、金井、中島、田中、三留（欠席委員：勝山、三枝） 事務局：大久保(総務課長)、三橋(総務課主査)、吉田(総務課主任主事) 石黒(総務課主任主事) 諮問に係る担当課：柏(税務課長)、新藤(税務課主幹)、濁川(税務課主査)、田中(保険年金課主幹)、高橋(高齢介護課主幹)、吉田(高齢介護課主任主事)		
議 題	①個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく諮問について (目的外の利用、提供について) ②個人情報取扱事務登録簿登録等の報告について (1) 新規登録分について 6件 (2) 廃止分について 9件 (3) 前回報告分の再報告について(制度の運用状況の再報告を含む) ③その他 (1) 既諮問案件に係る変更及び取下げの報告について (2) 寒川町情報公開審査会への諮問及びその結果について		
決定事項	① 目的外の利用及び本人通知の省略について承認 ②・③ 報告して終了		
議 事	別紙のとおり		
資 料	①諮問案件書、個人情報取扱事務登録簿、参考資料 ②個人情報取扱事務登録簿(新規登録分・廃止一覧)、再報告一覧 ③(1)○個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく諮問の内容変更について ○個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく諮問の取下げについて (2)公開に係る公文書を不存在とした処分に対する異議申立てについて(答申の写)		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	入澤 章 金井 恵里可	(平成23年4月5日確定)	

1 個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく諮問について

町民税・県民税の特別徴収事務に伴い、保険年金課、高齢介護課が所管する個人情報を税務課が目的外利用することについて

- 諮問案件 ①諮問番号 38（保険年金課が所管する国民健康保険料の目的外利用）
②諮問番号 39（保険年金課が所管する後期高齢者医療保険料の目的外利用）
③諮問番号 40（高齢介護課が所管する介護保険料の目的外利用）

○事務局より、これまでの経緯及び今回配付資料の説明。

- ・平成 21・22 年度においては、当審議会よりそれぞれ単年度での目的外利用を認める答申を受け、目的外利用を行っている。
- ・平成 22 年度分の答申において、当審議会へ実施状況の報告をすること、平成 23 年度以降の目的外利用については再度諮問することが条件になっている。

○実施機関（税務課）より、実施結果の報告と諮問内容の説明。

- ・目的外利用により、住民税の当初賦課において、特別徴収から普通徴収に切り替えることが出来た者の数は、平成 21 年度は 1 名、平成 22 年度は 3 名であった。
- ・過去 2 年度における人数は少ないものの、今後の税制改正で平成 24 年度には該当する人数が増えると予想される。
- ・目的外利用をしなければ、何度も役所から通知が来ることになり、納税者に混乱を招くので実施機関としては、該当する人数にかかわらず目的外利用を実施したい。

(質疑)

- * 自己情報が目的外利用されたにも関わらず、本人通知が来なかったことに対して、町民等から苦情、オブリジェクションはあったか。あった場合、その異議、意見、不服の内容はどのようなものだったか。
→年金からの特別徴収制度そのものに対する問い合わせはあったが、目的外利用に対する問い合わせは無かった旨、実施機関（税務課）が回答。
→当初より本人通知は行っておらず、広報の掲載も十分ではなかったため、自己情報が目的外利用されていることは町民に周知されていない。この状況下では、苦情がないとはいえない、と他の委員より意見あり。
- * 個人情報の目的外利用及び本人通知の省略によって、実施機関（税務課）の事務はどのような効率化が図られたか。また、町の経費（コスト）は軽減されたのか。
→利用をしなければ、当初賦課の後に徴収方法の変更手続、日本年金機構への徴収中止手続、中止処理が間に合わないため徴収してしまう税額の還付手続、納税者本人への通知手続等の事務が必要となる。それらの手続にかかる人件費や郵送費用が軽減されている旨、実施機関（税務課）が回答。
- * 目的外利用をしない場合（やめた場合）、これまでと事務の流れが変わると思うが、電算システムの変更などで費用負担が発生するなど、不都合はあるか。
→既存の電算システムには影響が無く、電算システムの改修費用は発生しない旨、実施機関（税務課）が回答。

(意見)

「目的外利用を認めない」とする意見

個人情報は目的外利用をしないことが原則であり、例外的に目的外利用を認める場合が条例で規定されている。当審議会の意見も例外規定のひとつ(条例第 9 条第 1 項第 4 号)だが、当審議会が目

的外利用を認めるためには、他の例外規定(条例第9条第1項第1号～第4号)に相当する合理的な理由が必要である。

実施機関(税務課)の説明によると、平成21年度、22年度に実施した目的外利用の結果として、対象者はそれぞれ1名と3名である。実施機関は、この方たちに混乱を招かないよう、目的外利用を実施したいと主張するが、1名、あるいは3名の抽出のために、対象とならない多くの方の個人情報に目的外利用されることになる。「行政の立場としては、住民に混乱を招かないよう、あらゆる手法を実施したい。」という説明は理解できるし、行政事務の効率化も必要ではあるが、混乱が懸念される納税者には個別に説明をするなどして、混乱を回避する方法はあると思われ、数名のために数千名の個人情報を利用することに合理的な理由が無い。

当審議会の責務として、この点を問題と捉え、本諮問案件については目的外利用を認めるべきではない。ただし、実施機関が説明するように、今後の税制改正等により対象者が増加した場合に、個別に説明するなどの対処が不可能になるかもしれない。その場合にはその時点で、又はそうなることが予想される時点で、再度、当審議会に諮問し検討すればよい。

「目的外利用を認める」とする意見

税務関係の通知は一般町民にとっては大変分かりにくい。また、年金からの特別徴収については批判のある制度でもある。実施機関が主張するとおり、特別徴収に関する通知が何度も役場から通知されれば、制度への不信感、町への不信感が生まれかねない。実施機関の説明によると、目的外利用について、町民からの苦情等も無いようだし、今後対象人数も増加する見込みである。

本諮問案件については、平成23年度に限り、目的外利用を認め、平成24年度以降の利用に関しては、平成23年度の実施状況及び平成24年度以降の見込み対象者数の報告を条件にはどうか。

また、実施機関も突合する件数を減らすなどの工夫をしているが、個人へ送付する納税通知書の裏面を活用し、目的外利用について周知するなど、そのような工夫を今後はすすめてほしい。

(審議結果)

* 出席委員の意見を聴取したところ、「目的外利用を認める」意見を支持する委員が多数であり、寒川町個人情報保護制度運営審議会規則第3条第3項の規定により、目的外利用を認める。ただし、次の条件を付すものとする。

- ・目的外利用を認める期間は、平成23年度に限る。(平成24年度以降も目的外利用をしようとするときは再度当審議会に諮問すること。)
- ・平成24年度以降の目的外利用について諮問するときは、平成23年度の実施状況を報告すること。
- ・広報誌等で目的外利用の周知を徹底すること。(納税通知書裏面へ周知文を記載する件については、答申には記載しないが、実施機関は実施することとし、議事録に記載する。)

* 各委員の支持する意見

「目的外利用を認めない」とする意見を支持した委員：金井委員

「目的外利用を認める」とする意見を支持した委員：中島委員、田中委員、三留委員

(事務局より確認)

* 答申案の確認方法について、どのように行うか。

→ 議事録の確認方法と同じように委員全員に案の段階で意見を求め、最終的には会長に一任とする。

2 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告について

(1) 新規登録分について 6件

(2) 廃止分について 9件

○事務局より、資料の説明。

(質疑)

* 各種委員会等の構成員の公募制度事務について

応募要件として小論文の提出が求められている場合、小論文はその人の考え方(思想)として個人情報にあたると思われるが、小論文の個人情報としての位置付けはどうか。

→小論文は応募申込書の添付資料とであると捉えているため、登録簿の「個人情報記録(文書等の名称・件名)」欄には記載していないが、個人情報としては「思想、信条等」にあたるため、その旨を登録簿に記載している。取り扱いについては、コンクールや試験などで書かれる作文、論文等と同等であるとみなし、制限を受けない事項であるとして取り扱っている旨、事務局が回答。

* 子ども手当事務について

「支給要件対象児童の個人情報」について、個人情報の収集先及び収集の方法が「本人」及び「本人以外」となっているが、本人とは児童＝未成年者のことか。

→寒川町個人情報保護条例では、意思能力を持たない幼児等(就学前の児童)の個人情報を親権者や法定代理人から収集することについては、本人からの収集とみなすとしている。子ども手当は15歳までが対象なため、小学校入学前の児童の保護者からの情報収集は本人からの収集、自己意思のある児童の保護者からの情報収集については本人以外からの収集となる旨、事務局が回答。

(意見)

* 現在、町ではかなりの数の公募委員を募集しているが、その募集要項のなかには「住民活動の経験」「応募の動機」「自己アピール」などを記入させる欄がある。今後も公募は増加していくと思われるので、それらが個人情報としてどう位置付けられるのか、内部統一をしておくべきである。

* 著作者人格権の関係もあるので、小論文が返却されないということを、応募要項等に記載すべきである。

* 町が募集している町民判定人の申込書では「申込者の個人情報は、町役場において厳重に管理するとともに、申込者の了承無しには事業仕分け以外には使用いたしません。」との記載がある。他の募集要項にも、このような記載をするのが望ましい。

* 廃止分について、事業そのものの廃止ということで、廃止する登録簿の添付を省略し、一覧にした理由は理解したが、登録年月日ぐらいは一覧に記載しておくべきである。

(3) 前回報告分の再報告について(制度の運用状況の再報告を含む)

○事務局より、資料の説明。

(質疑)

* 履歴書を徴収する事務について

身分証明書の提出について、記載事項として必要がないならば本籍の部分は消して提出してもらうことはできないか。

→他に欠格事由を確認する書類がなく、身分証明書については様式が定められているものなので、公文書として改変を加えたものでは証明書としての役目を果たせなくなってしまうため、本籍を消して提出してもらうことはできない旨、事務局が回答。

3 その他

(1) 既諮問案件に係る変更及び取下げの報告について

○事務局より、資料の説明。

① 諮問番号27番 年金被保険者本人の所得情報の提供について

被保険者本人の個人情報の提供先が、社会保険庁から日本年金機構に変わることに懸案となっていたこと。

② 諮問番号29番 年金被保険者の被扶養者等の所得情報の提供について

被扶養者の個人情報について、平成20年に社会保険庁から提供依頼があり、疑問点を社会保険庁に照会したものの、回答が無いまま現在に至っており、諮問の取り扱いについて懸案となっていたこと。

【事務処理について】

① について

日本年金機構より、これまでと同様に情報提供を求め、提供を求める内容もこれまでと同様との説明があった。実施機関で検討した結果、日本年金機構は行政機関ではないものの、年金業務に関しては国民年金法で規定された公法人であり、業務内容も法で規定されている。滞納者対策もその業務のひとつで、社会保険庁から法的地位を受け継いだと考えられるので、これまでと同様に被保険者本人の個人情報について提供することとする。

② について

日本年金機構より、被扶養者の個人情報については提供を求めない旨、意思表示があったため、諮問を取り下げることにした。

以上2点については実施機関が判断し、事務局において事務処理を行った旨、事務局より説明。

(意見)

* 諮問案件の内容変更については、承認を要する案件ではないのか。

* 諮問案件の取下げについては、実施機関が取下げてしまった以上、審議会としては取り上げることができないのだから、承認事項ではなく報告事項ではないか。

* 事務処理済みとはいえ、審議会として承認する意思表示をしたほうがよいのではないか。

→ 諮問案件の内容変更について、承認を確認した。

(2) 寒川町情報公開審査会への諮問及びその結果について

○事務局より、資料の説明。

公文書公開請求にかかる異議申し立てについて、経過報告するとともに、情報公開審査会の答申に付された審査会の意見に対応する必要がある旨、事務局から報告。

その他意見

(寒川町広報に掲載された記事について)

①広報 2010年6月号7ページ

- ・広報では、公開請求に対する決定について「請求をいただいてから15日以内に公開の可否を通知します。」と記載されているが、個人情報保護条例第16条では、公開の可否の決定が15日以内と規定されており、その通知が15日以内にされるわけではない。

②広報 2010年11月号6ページ

- ・広報では、町民の役割について「町民の皆さんは、自分の個人情報の保護に努め、他人の個人情報は不用意に取り扱うことのないようにしましょう。」と記載されているが、個人情報保護条例第5条では「不用意に」ではなく「みだりに」と規定されている。
- ・広報では、事業者の役割について「町が行う個人情報保護に関する施策に協力してください。」と記載されており、「お願い」になっているが、個人情報保護条例第4条では、「本町の施策に協力しなければならない。」と義務規定となっている。(HPの表現も条例と同じ)

③広報 2010年11月号6ページ

- ・「個人情報を集めるときは、その目的をはっきりさせたうえで、本人から集めます。その個人情報は、集めた目的以外に利用したり提供したりしません。」と記載されているが、□条例に規定する例外規定、□例外規定により目的外利用をする場合の本人通知 について、記載するべきである。

→①②については、ご意見のとおり条例の規定と表現が異なってしまった。今後の掲載の機会には、条例での規定にそって、誤解が生じるおそれがないよう掲載する。□については、広報ということで、原則論のみのせた。掲載する広報により紙面の都合もあるが、出来るだけ多くの情報を掲載するよう努めていく旨、事務局が回答。